

(白石支所内) 環境部 水道課 庶務係 ☎0952-84-2144 (内線31)  
 業務係 ☎0952-84-2144 (内線32)  
 (本 庁) 総務部 総務課 庶務係 ☎0954-65-3111 (内線115・116)  
 (福富支所) 地域業務課 総務班 ☎0952-87-2111 (内線12)

## ■水道についてのお問い合わせについて

●上水道は、現在町内ほぼ全域に整備され、町民の皆さんが安全で安心して使用できるように業務を行っています。  
 ○水道料金が次のとおりとなります。ただし、旧福富町のうち西佐賀水道企業団の給水区域については、従来どおりです。

### ■基本料金(1か月当たり、税込み)

5m <sup>3</sup> まで	1,680円
10m <sup>3</sup> まで	2,200円

西佐賀水道企業団

8m <sup>3</sup> まで	1,680円
--------------------	--------

### ■超過料金(1か月当たり、1m<sup>3</sup>当たり、税込み)

11m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで	320円
31m <sup>3</sup> から3,000m <sup>3</sup> まで	340円
3,001m <sup>3</sup> から	250円

西佐賀水道企業団

9m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで	310円
31m <sup>3</sup> から50m <sup>3</sup> まで	380円
51m <sup>3</sup> から	420円

### ■1か月当たりの料金の目安(税込み)

使用水量	料 金	
	西佐賀水道企業団	
5m <sup>3</sup> まで	1,680円	1,680円
10m <sup>3</sup> まで	2,200円	2,300円
15m <sup>3</sup> まで	3,800円	3,850円
20m <sup>3</sup> まで	5,400円	5,400円
25m <sup>3</sup> まで	7,000円	6,950円
30m <sup>3</sup> まで	8,600円	8,500円
35m <sup>3</sup> まで	10,300円	10,400円
40m <sup>3</sup> まで	12,000円	12,300円
45m <sup>3</sup> まで	13,700円	14,200円
50m <sup>3</sup> まで	15,400円	16,100円

### ■水道加入金

加入金は次のとおりとなります。ただし、旧福富町のうち西佐賀水道企業団の給水区域については、従来どおりです。

量水器口径	加 入 金	西佐賀水道企業団加入金
13mm	66,150円	66,150円
20mm	156,450円	156,450円
25mm	244,650円	244,650円
30mm	352,800円	352,800円
40mm	627,900円	627,900円
50mm	977,550円	977,550円
75mm	2,202,900円	2,202,900円
100mm	3,913,350円	3,913,350円

### ○口座振替で確実に

- ・水道料金は口座振替で  
町内の金融機関、白石町役場本庁の会計課窓口、白石支所内環境部水道課、福富支所の地域業務課に申込用紙があります。必要事項を記入して、お手持ちの口座の金融機関に提出してください。
- ・料金は毎月検針毎月徴収です。  
白石町水道では毎月検針です。料金も毎月お支払ください。

### ○水道工事について

- ・新規申込 新たに水道工事(水道の引き込み工事)を行う場合には、まず、水道課にご相談ください。  
新規に水道を引く場合には「加入金が必要です。工事は「白石町指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

### ○増設・修繕は

- ・給水装置(ボイラー給湯器)の異常は、購入または設置を依頼した業者に連絡してください。
- ・宅内での水道配管の増設や修理、漏水などは「白石町指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

### ○引っ越しのときは届出を☑

- ・転入したら 水道の開栓手続きが必要です。使用開始の2～3日前までに水道課へおいでください。
- ・届出に必要なもの 印鑑・開栓手数料600円☑

### ○転出や転居のとき

- 町内へ転居または町外へ転出し、水道の使用を中止したいときも、水道を停止する2～3日前までに水道課へ連絡してください。
- ・閉栓手数料600円

### ○使用者を変更したいとき

- 使用者の名義を変更する届けを水道課へ提出してください。

### ○道路上などで漏水を発見したときは

- 水道課へ連絡ください。

### ○おかしいな!と思ったら

- 水道水の水質については万全を期していますが、お気づきのことがありましたら連絡ください。

(白石支所内) 環境部 下水道課 庶務係 ☎0952-84-2115 (内線41)  
 (本 庁) 総務部 総務課 庶務係 ☎0954-65-3111 (内線115・116)  
 (福富支所) 地域業務課 総務班 ☎0952-87-2111 (内線12)

## ■下水道

### ●農業集落排水事業

○使用料 使用料金は、水道使用量に応じて、以下のとおり算出することになります。

### ■使用料金

区 分	排 出 量	料金 (税別)
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,400円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超える30m <sup>3</sup> まで	200円
	30m <sup>3</sup> を超えるもの	220円

※使用料金＝(基本料金＋超過料金)×1.05

※水道水以外を使用の場合は、別途定めます。

### (例) 1か月当たりの料金 (税込み)

排 出 量	料 金
10m <sup>3</sup>	1,470円
20m <sup>3</sup>	3,570円
40m <sup>3</sup>	7,980円

○水洗化促進制度 水洗化促進制度については、次により実施します。

- (1) 供用開始から1年以内に接続した場合、使用料6か月分を免除。
- (2) 供用開始から2年以内に接続した場合、使用料4か月分を免除。
- (3) 供用開始から3年以内に接続した場合、使用料2か月分を免除。

○分担金 分担金は、以下のとおりです。

1施設当たりの分担金額
150,000円

※なお、供用開始後の新規加入については、別途定めます。

○農業集落排水について 農業集落排水事業の供用開始がなされると、告示された区域内の皆さん方は次のことをしていただくようになります。

- ・くみ取り便所は、水洗便所に改造していただくことになります。
- ・現在、単独浄化槽及び合併浄化槽を設置してある方は、浄化槽を廃止し、下水道本管に接続していただくことになります。
- ・台所、風呂場等の生活排水は、下水道本管に接続していただくことになります。

## ○宅内工事の事務手続き

依頼者は指定を受けた工事店に直接工事の申込みをします。☒

○指定工事店が現地調査、設計、見積りをします。便器の器種、施工方法、費用、支払い条件などを十分に打合せを行い、工事契約をします。☒

指定を受けた工事店は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。☒

○書類の作成、提出は指定を受けた工事店が代行します。  
○確認申請書には、依頼者の押印が必要です。

町では、申請をもとに施工方法などが基準に合い、適正かどうかを審査して工事の許可をします。

○審査に合格すると排水設備計画確認書が交付されます。☒  
○確認を受けた後でなければ、工事に着手できません。☒

指定を受けた工事店は、工事の施工をします。工事の終了後完了届を提出します。☒

○既存便槽内のくみ取りの依頼は指定を受けた工事店と相談し、行ってください。便槽は、清掃・消毒をした後土砂で埋めます。(浄化槽も同様です。)☒

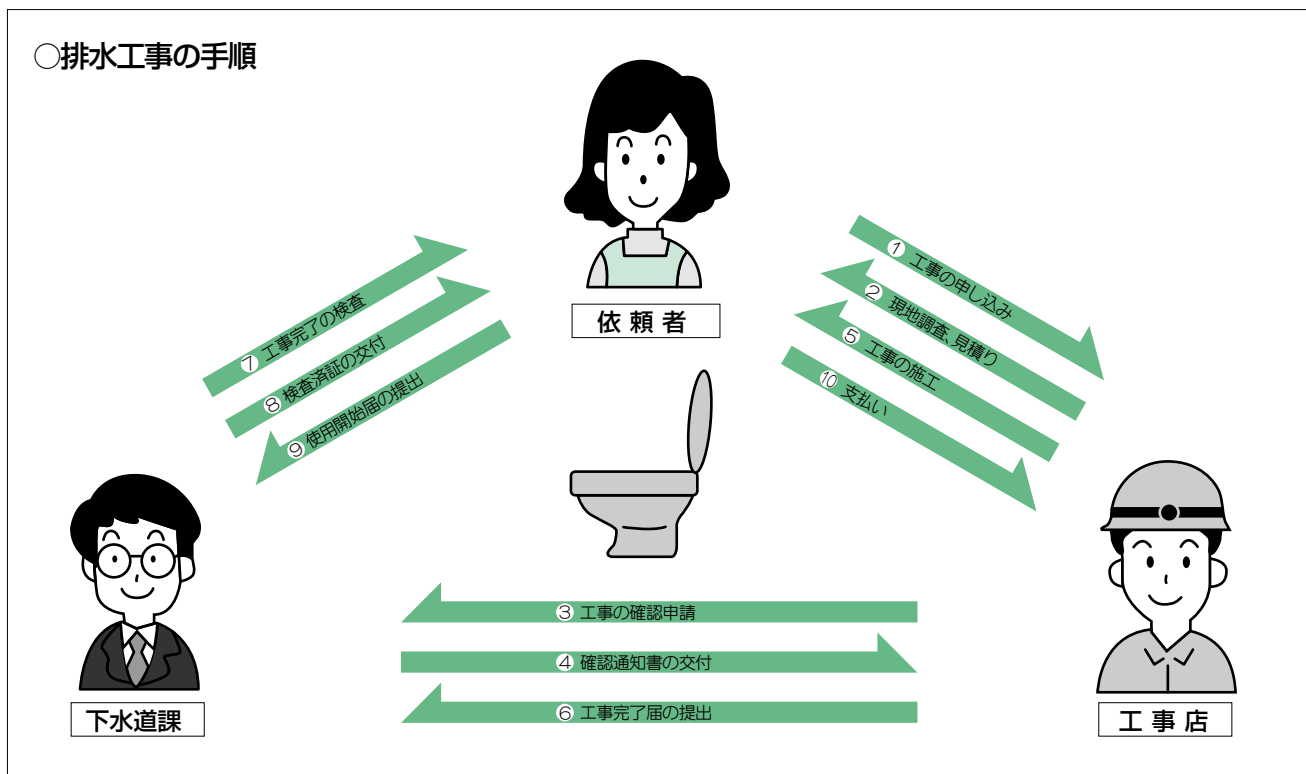
町は、工事完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証(検査済票)を交付し

○完了検査は計画書どおりに工事が行われたかどうかを調べるものです。☒  
○完了検査のとき、不良箇所がある場合は工事の手直しをしていただくことがあります。  
○検査済票は玄関などの見やすいところに貼ってください。

申請者(依頼者)は下水道使用開始届を町に提出し、使用することができるようになります。☒

○工事費の支払いをします。  
○検査の都合により、事前に使用を許可することがあります。☒

## ○排水工事の手順



## ■合併浄化槽関係

### ●ご利用ください「浄化槽設置助成制度」

○補助の対象となる浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽で50人槽以下のもの。(放流水質: BOD値20mg/l以下)

○補助の対象となる建物

居住用に供する建物(業務の用に供する部分を併設する建物住宅を含む。) ☒

### ●補助の対象となる地域

農業集落排水処理施設の整備地区を除く町内全域。(平成17年度以降は、下水道課へおたずねください。)

### ●補助金の額

人数区分	限度額
5人槽	354,000円
7人槽	411,000円
8~10人槽	519,000円
11~20人槽	981,000円
21~30人槽	1,668,000円
31~50人槽	2,238,000円

浄化槽は、みなし浄化槽を設置した場合に比べ、川などに放流される汚れの量が8分の1になります。

